

あなたの住民票の写し、戸籍謄本等

第三者が取得したら お知らせします

枚方市本人通知制度のご案内



皆様の住民票の写しや戸籍謄本等は、第三者（利害関係のある人等）でも取得できます。枚方市では証明交付事業の適正な運用を図るとともに、不正請求や不正取得の抑止を目的として、証明書の交付の事実を本人にお知らせする本人通知制度を、希望者を対象に実施しています。

※第三者からの交付請求を拒否したり、交付してもよいかを本人に確認したりする制度ではありません。



利害関係人など、本人以外でも住民票の写しや戸籍謄本等をとることができます。



戸籍法・住民基本台帳法では、本人等の請求以外にも、①自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票や戸籍の記載事項を確認する必要がある者、②国又は地方公共団体の機関に提出する必要がある者、③前二項のほか、住民票・戸籍の記載事項を利用する正当な理由がある者に対し、証明書を交付することができます。

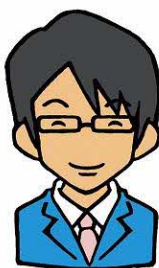
例えば、相続や貸したお金を返してもら

うためといった事例が挙げられます。

また、弁護士や司法書士、行政書士などが、受任している業務を遂行する目的で取得する場合もあります。

各自治体では、請求する人に対し、本人であることを証明する書類や契約書の写しなど、様々な資料の提示を求め、適正に証明書を交付していますが、過去には様々な手口で個人情報流出するなどといった事件も起きています。

本人通知制度に登録すると、第三者等に証明書を発行した旨を記載した通知書を送ります。



本人通知制度に登録していただくと、登録日以降に本人以外の第三者等に交付した場合に、交付した事実をお知らせします。

不正取得があった場合は、本人通知制度の登録の有無に関わらず、登録日前の事案であっても一定期間を遡って通知を行います。

■対象となる書類

対象となる証明書は、住民票の写し（除住民票の写しを含む）、住民票に記載した事項に関する証明書、戸籍の附票の写し（除票の写しを含む）、戸籍謄（抄）本（除籍謄（抄）本、改製原戸籍謄（抄）本）、戸籍に記載さ

れている事項の全部又は一部を証明した書面です。

■第三者等について

第三者等とは、本人の代理人、住民票の写しにおいては「同一世帯」以外の人、戸籍及び戸籍の附票の写しにおいては「戸籍に記載のある者、その配偶者、直系親族」以外の人です。

ただし、公用の請求は対象になりません。

■不正請求及び不正取得の抑止（早期発見）

不正に請求する人は本人通知制度を警戒します。多くの人がこの制度に参加することで、不正請求・不正取得の抑止につながります。

本人通知制度の申し込みは、本人であることを証明する書類を持って市役所市民生活政策課、各支所へ

本人通知制度の対象は、住民票や戸籍の情報が枚方市にある人です。また、登録の申請は、市役所市民生活政策課、津田支所、香里ヶ丘支所、北部支所で随時受け付けています。費用は無料です。

■登録に必要な書類

- ・枚方市本人通知制度登録申請書（市役所、支所にあります。ホームページにも掲載しています。）
- ・申請者が本人であることを証明する書類（個人番号カード、パスポート、運転免許証など）
- ・現在枚方市に住民票も戸籍もない人で、次の①②のいずれかに該当する場合は、現在の住所が確認できる公的な書類（写真付住民基本台帳カード、運転免許証、住民票の写し等）
- ①平成 26 年 6 月 20 日以降に枚方市に住民票があった人
- ②過去に枚方市に戸籍があった人

■代理人による申請

代理人による登録等の申請は、法定代理人

による申請と、任意代理人による申請が可能です。この場合、代理権を明らかにする書類（委任状、戸籍、登記事項証明書等）が必要です。

■郵送による申請

登録者が疾病その他のやむを得ない理由により窓口で申し出ることが困難な場合と、他の市区町村に居住している場合、郵送での申請も受け付けます。

■登録期間は無期限

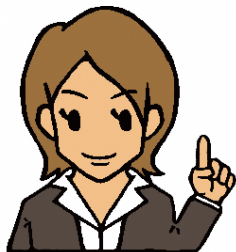
一度登録すれば、更新の必要はありません。ただし、登録者が死亡、居所不明等により住民票が消除されたとき、または対象となる情報が枚方市に存在しなくなったとき（除票の保存期間満了等）は、登録を取り消します。

なお、登録内容に変更があるとき、登録の廃止をするときは届け出が必要となります。



通知は、証明書が発行された日から通常 1 週間ほどで皆さんのお手元に届きます。

※休日や郵便事情により遅れることがあります。



■お届け先

- ①住民票に係る通知の場合
 - ・枚方市に住民票がある場合は住民票の住所
 - ・平成 26 年 6 月 20 日以降に枚方市に住民票があって、現在市外に住民票がある場合は現住所
- ②戸籍に係る通知の場合
 - ・戸籍の附票に記載されている住所
 - ・過去に枚方市に戸籍があった人は、現住所

■通知する内容

本人通知書の記載事項は次の通りです。

- ①交付日、②住民票の写し等の種別、③住民票の写し等の枚数、④第三者等の種別（本人の代理人請求、第三者請求・個人、第三者請求・法人、第三者請求・八業士※1）

※ 交付請求した第三者等の氏名、住所等の個人情報、本人通知書に記載されません。

<不正取得の場合について>

不正取得があった場合の通知には事案の概要等を記載します。

※1 八業士とは

八業士は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士の 8 業種のことを言います。受任している業務を遂行する目的で住民票の写しや戸籍謄（抄）本等を取得しますが、戸籍謄本住民票の写し等職務上請求書という特別な申請書を利用します。

本人通知制度に関するお問い合わせは
枚方市役所 市民生活部市民生活政策課
（市役所別館 2 階）

TEL : 072-841-1356（直通）、FAX : 072-841-3039

〒573-8666

大阪府枚方市大垣内町 2 丁目 1-20